

平成 29 年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
北海道	810	(786)	平成 29 年 10 月 1 日
青 森	738	(716)	平成 29 年 10 月 6 日
岩 手	738	(716)	平成 29 年 10 月 1 日
宮 城	772	(748)	平成 29 年 10 月 1 日
秋 田	738	(716)	平成 29 年 10 月 1 日
山 形	739	(717)	平成 29 年 10 月 6 日
福 島	748	(726)	平成 29 年 10 月 1 日
茨 城	796	(771)	平成 29 年 10 月 1 日
栃 木	800	(775)	平成 29 年 10 月 1 日
群 馬	783	(759)	平成 29 年 10 月 7 日
埼 玉	871	(845)	平成 29 年 10 月 1 日
千 葉	868	(842)	平成 29 年 10 月 1 日
東 京	958	(932)	平成 29 年 10 月 1 日
神奈川	956	(930)	平成 29 年 10 月 1 日
新 潟	778	(753)	平成 29 年 10 月 1 日
富 山	795	(770)	平成 29 年 10 月 1 日
石 川	781	(757)	平成 29 年 10 月 1 日
福 井	778	(754)	平成 29 年 10 月 1 日
山 梨	784	(759)	平成 29 年 10 月 14 日
長 野	795	(770)	平成 29 年 10 月 1 日
岐 阜	800	(776)	平成 29 年 10 月 1 日
静 岡	832	(807)	平成 29 年 10 月 4 日
愛 知	871	(845)	平成 29 年 10 月 1 日
三 重	820	(795)	平成 29 年 10 月 1 日

滋 賀	813	(788)	平成 29 年 10 月 5 日
京 都	856	(831)	平成 29 年 10 月 1 日
大 阪	909	(883)	平成 29 年 9 月 30 日
兵 庫	844	(819)	平成 29 年 10 月 1 日
奈 良	786	(762)	平成 29 年 10 月 1 日
和歌山	777	(753)	平成 29 年 10 月 1 日
鳥 取	738	(715)	平成 29 年 10 月 6 日
島 根	740	(718)	平成 29 年 10 月 1 日
岡 山	781	(757)	平成 29 年 10 月 1 日
広 島	818	(793)	平成 29 年 10 月 1 日
山 口	777	(753)	平成 29 年 10 月 1 日
徳 島	740	(716)	平成 29 年 10 月 5 日
香 川	766	(742)	平成 29 年 10 月 1 日
愛 媛	739	(717)	平成 29 年 10 月 1 日
高 知	737	(715)	平成 29 年 10 月 13 日
福 岡	789	(765)	平成 29 年 10 月 1 日
佐 賀	737	(715)	平成 29 年 10 月 6 日
長 崎	737	(715)	平成 29 年 10 月 6 日
熊 本	737	(715)	平成 29 年 10 月 1 日
大 分	737	(715)	平成 29 年 10 月 1 日
宮 崎	737	(714)	平成 29 年 10 月 6 日
鹿児島	737	(715)	平成 29 年 10 月 1 日
沖 縄	737	(714)	平成 29 年 10 月 1 日
全国加重平均額	848	(823)	—

※括弧書きは、平成 28 年度地域別最低賃金